

○総務省令第九十五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条第三号、第七条第一項第四号、第二十七条の二十一第一項、第二十九条、第三十八条、第三十八条の二の二第一項及び第三十八条の六第一項（同法第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月三十日

総務大臣 林 芳正

無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令

（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部改正）

第一条 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(携帯局) 第六条の三 携帯局は、次に掲げる条件を満たすものでなければならない。 一 その局は、次に掲げる条件のいずれかに該当するものであること。 (1) 陸上(河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。)、海上若しくは上空の一若しくは二以上にわたり携帯して移動中又はその特定しない地点に停止中運用することを目的とするものであり、かつ、当該船舶又は航空機の航行の安全を目的としないものであること。 〔②・③ 略〕 〔二〇五 略〕	(携帯局) 第六条の三 携帯局は、左の各号の条件を満たすものでなければならない。 一 その局は、左に掲げる条件のいずれかに該当するものであること。 (1) 地上若しくは海上又はそれらの上空のいずれかの二以上の区域にわたり、随時移動して運用することを目的とするものであり、且つ、当該船舶又は航空機の航行の安全を目的としないものであること。 〔②・③ 同上〕 〔二〇五 同上〕
備考 表中の「 」の記載は注記である。	

(電波法施行規則の一部改正)

第二条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(業務の分類及び定義) 第三条 宇宙無線通信の業務以外の無線通信業務を次のとおり分類し、それぞれ当該各号に定めるとおり定義する。 〔一〕四 略〕 五 移動業務 移動局（陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。第八号の二並びに次条第一項第六号、第七号の三、第十二号及び第十三号において同じ。）を移動中又はその特定しない地点に停止中に使用する受信設備（無線局のものを除く。第八号及び第八号の三において「陸上移動受信設備」という。）を含む。）と陸上局との間又は移動局相互間の無線通信業務（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）をいう。 〔六〕八 略〕 八の二 携帯移動業務 携帯局（陸上、海上若しくは上空の一若しくは二以上にわたり携帯して移動中又はその特定しない地点に停止中に使用する受信設備（無線局のものを除く。）を含む。次条第七号及び次条第一項第七号において同じ。）と携帯基地局との間又は携帯局相互間の無線通信業務をいう。 〔八の三〕二十 略〕 〔2・3 略〕 (免許を要しない無線局) 第六条 法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。 〔一〕三 略〕 〔2・3 略〕 4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。 〔一 略〕 一 次に掲げる条件に適合するものであつて、総務大臣が別に告示する電波の型式及び空中線電力に適合するもの（以下「特定小電力無線局」という。） (1) テレメーター（②に規定する医療用テレメーターを除く。）用、テレコントロール（電波を利用して遠隔地点における装置の機能を始動し、変更し、又は終止させることを目的とする信号の伝送をいう。）用及びデータ伝送（主に符号によつて処理される、又は処理された情報の伝送交換をい、③に規定する体内植込型医療用データ伝送及び体内植込型医療用遠隔計測並びに④に規定する国際輸送用データ伝送を除く。）用で使用するものであつて、次に掲げる周波数の電波を使用するもの 〔(一) (三) 略〕 【例】 八四五MHzを超え八五五MHz以下の周波数 【注】 〔略〕 【例】 〔略〕 〔(2) (4) 略〕 〔三〕十一 略〕 (登録の対象とする無線局)	(業務の分類及び定義) 第三条 〔同上〕 〔一〕四 同上〕 五 移動業務 移動局（陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。次条第一項第六号、第七号の三、第十二号及び第十三号において同じ。）を移動中又はその特定しない地点に停止中に使用する受信設備（無線局のものを除く。第八号及び第八号の三において「陸上移動受信設備」という。）を含む。）と陸上局との間又は移動局相互間の無線通信業務（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）をいう。 〔六〕八 同上〕 八の二 携帯移動業務 携帯局と携帯基地局との間又は携帯局相互間の無線通信業務をいう。 〔八の三〕二十 同上〕 〔2・3 同上〕 (免許を要しない無線局) 第六条 〔同上〕 〔一〕三 同上〕 〔2・3 同上〕 4 〔同上〕 〔一 同上〕 一 〔同上〕 (1) 〔同上〕 〔(一) (三) 同上〕 【新設】 【例】 〔同上〕 【注】 〔同上〕 〔(2) (4) 同上〕 〔三〕十一 同上〕 (登録の対象とする無線局)

第十六条 法第二十七条の二十一第二項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。 〔一〕十一の二 略〕 十一 設備規則第四十九条の三十七に規定する技術基準に係る無線設備を使用する携帯局 十三 〔略〕	第十六条 〔同上〕 〔一〕十一の二 同上〕 〔新設〕 十一 〔同上〕
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（無線設備規則の一部改正）

第三条 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののよう改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後			改 正 前		
目次			目次		
〔第一章く第三章 略〕			〔第一章く第三章 同上〕		
第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件			第四章 〔同上〕		
〔第一節く第四節の四 略〕			〔第一節く第四節の四 同上〕		
第四節の五 八〇〇MHz帯三次元測位システムの無線局の無線設備（第四十九条の七）			第四節の五 削除		
〔第四節の六く第四節の三十二 略〕			〔第四節の六く第四節の三十二 同上〕		
第四節の三十三 鉄道用及び軌道用の無線局の無線設備（第四十九条の三十五・第四十九条の三十六）			第四節の三十三 鉄道用及び軌道用の無線局の無線設備（第四十九条の三十五・第四十九条の三十六）		
第四節の三十四 八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局の無線設備（第四十九条の三十七）					
〔第五節く第九節 略〕			〔第五節く第九節 同上〕		
第五章 〔略〕			第五章 〔同上〕		
附則			附則		
（空中線電力の許容偏差）			（空中線電力の許容偏差）		
第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。			第十四条 〔同上〕		
送 信 設 備		許 容 偏 差	送 信 設 備		許 容 偏 差
〔一く六 略〕		〔略〕	〔一く六 同上〕		〔同上〕
七 次に掲げる送信設備			七 〔同上〕		
〔一く四 略〕			〔一く四 同上〕		
(例) 八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システム（八四六・五MHz以上八五四・五MHz以下の周波数の電波を使用し、主としてデータ伝送のために開設された携帯局と特定小電力無線局との間で無線通信を行うシステムをいう。以下同じ。）の無線局の送信設備		一〇	〔新設〕		
〔八く二十 略〕			〔八く二十 同上〕		
二十一 第四十九条の七において無線設備の条件が定められている八〇〇MHz帯三次元測位システム（八五五MHzを超え八六〇MHz以下の周波数の電波を使用する携帯基地局が無線測位業務を併せて行うシステムをいう。以下同じ。）の無線局の送信設備		八七			
四七					
二十二 その他の送信設備		一〇	二十一 その他の送信設備		一〇
五〇					五〇

[2ゝ5 略]

(人体にばく露される電波の許容値)

第十四条の二 人体（側頭部及び両手を除く。）にばく露される電波の許容値は、次のとおりとする。

- 一 無線局の無線設備（送信空中線と人体（側頭部及び両手を除く。）との距離が二〇センチメートルを超える状態で使用するものを除く。）から人体（側頭部及び両手を除く。）にばく露される電波の許容値は、次の表の第一欄に掲げる無線局及び同表の第二欄に掲げる発射される電波の周波数帯の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる測定項目について、同表の第四欄に掲げる許容値のとおりとする。

無線局	周波数帯	測定項目	許容値
(1) 携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、高度M C A陸上移動通信を行う陸上移動局、ローカル5 Gの陸上移動局、七〇〇MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの無線局、第四十九条の十四第六号に規定する無線電力伝送用の無線局、非静止衛星（対地静止衛星（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。以下同じ。）以外の人工衛星をいう。以下同じ。）に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局、インマルサット携帯移動地球局（インマルサットG S P S型及びインマルサットI o T型に限る。）及び第四十九条の二十四の四に規定する携帯移動地球局	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

[2ゝ5 同上]

(人体にばく露される電波の許容値)

第十四条の二 [同上]

- 一 [同上]

無線局	周波数帯	測定項目	許容値
(1) 携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、高度M C A陸上移動通信を行う陸上移動局、ローカル5 Gの陸上移動局、七〇〇MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、第四十九条の十四第六号に規定する無線電力伝送用の無線局、非静止衛星（対地静止衛星（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。以下同じ。）以外の人工衛星をいう。以下同じ。）に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局、インマルサット携帯移動地球局（インマルサットG S P S型及びインマルサットI o T型に限る。）及び第四十九条の二十四の四に規定する携帯移動地球局	[同上]	[同上]	[同上]
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]

〔二・三 略〕
〔2ゝ5 略〕

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。

〔2ゝ36 略〕

37 八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

周波数帯	副次的に発する電波の限度(注)
七〇〇MHz以下	任意の一〇〇MHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この項において同じ。)以下の値
七〇〇MHzを超え八一五MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)五五デシベル以下の値
八一五MHzを超え八四五MHz以下	任意の一〇〇MHzの帯域幅における平均電力が(一)五五デシベル以下の値
八四五MHzを超え八五五MHz以下	任意の一〇〇MHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル以下の値
八五五MHzを超え八九〇MHz以下	任意の一〇〇MHzの帯域幅における平均電力が(一)五五デシベル以下の値
八九〇MHzを超え九〇〇MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)五五デシベル以下の値
九〇〇MHzを超え九一五MHz以下	任意の一〇〇MHzの帯域幅における平均電力が(一)五五デシベル以下の値
九一五MHzを超え九三〇MHz以下	任意の一〇〇MHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル以下の値
九三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	任意の一〇〇MHzの帯域幅における平均電力が(一)五五デシベル以下の値
一、〇〇〇MHzを超えるもの	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)四七デシベル以下の値

注 受信空中線利得が三デシベルを超える場合には、その超えた分を副次的に発する電波の限度から減じること。

第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件

〔第一節く第四節の四 略〕

第四節の五 八〇〇MHz帯三次元測位システムの無線局の無線設備

〔二・三 同上〕
〔2ゝ5 同上〕

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 〔同上〕

〔2ゝ36 同上〕

〔新設〕

第四章 〔同上〕

〔第一節く第四節の四 同上〕

第四節の五 削除

第四十九条の七 ~~八〇〇MHz帯三次元測位システムの無線局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。~~

- ~~一 通信方式は、直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を使用する単向通信方式又は同報通信方式であること。~~
- ~~二 変調方式は、二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調であること。~~
- ~~三 搬送波の周波数は、八五五MHzを超え八六〇MHz以下であること。~~
- ~~四 送信装置のフレーム長は、一〇ミリ秒であることとし、フレームを構成するサブフレーム長は一ミリ秒（一〇サブフレームを一フレームとする。）であること。~~
- ~~五 等価等方輻射電力は五七デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。~~

第四節の十一 特定小電力無線局の無線設備
(特定小電力無線局の無線設備)

第四十九条の十四 特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔一〜五 略〕

五の二 ~~八四六・五MHz以上八五四・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの~~

- ~~イ 空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。~~
- ~~ロ 通信方式は、単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式であること。~~
- ~~ハ 八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局の制御の下で通信を行うこと。~~
- ~~ニ 送信装置の空中線電力は、一一〇〇ミリワット以下であること。ただし、単位チャネル（中心周波数が八四七MHz以上八五四MHz以下の周波数のうち八四七MHzに1MHzの整数倍を加えたものであって、帯域幅が1MHzのチャネルをいう。この号及び第四十九条の三十七において同じ。）のうち中心周波数が八五四MHzのものを含む構成の無線チャネルを使用する場合、一一〇ミリワット以下であること。~~
- ~~ホ 送信空中線は、その絶対利得が三デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が二六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この号において同じ。）を超える場合はその超えた分を送信空中線の利得で減するものとし、二六デシベル以下となる場合はその低下分を送信空中線の利得で補うことのできるものとする。~~
- ~~ヘ 無線チャネルは、単位チャネルを使用するもの（同時使用可能なチャネル数は、一、二、四又は八に限る。）であること。~~
- ~~ト 総務大臣が別に告示する技術的条件に適合する送信時間制限装置及びギヤリアセンスを備え付けていること。~~

第四十九条の七 削除

第四節の十一 〔同上〕
(特定小電力無線局の無線設備)

第四十九条の十四 〔同上〕

〔一〜五 同上〕
〔新設〕

チ 空中線電力における隣接する単位チャネル内に輻射される平均電力（搬送波の周波数から（ $1,000 \times \alpha$ ） μW 離れた周波数の $\pm (500 \times \alpha)$ μW の帯域内に輻射される平均電力）は、搬送波の平均電力よりも二五デシベル以上低い値であること。この場合において、 α は一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数（一、二、四又は八に限る。）とする。

リ 隣接チャネルの隣の単位チャネル内に輻射される平均電力（搬送波の周波数から（ $1,000 \times \alpha$ ） μW 離れた周波数の $\pm (500 \times \alpha)$ μW の帯域内に輻射される平均電力）は、搬送波の平均電力よりも四〇デシベル以上低い値であること。この場合において、 α は一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数（一、二、四又は八に限る。）とする。

〔六〇十五 略〕

第四節の三十四 μW 帯広帯域小電力無線システムの携帯局の無線設備

（ μW 帯広帯域小電力無線システムの携帯局の無線設備）

第四十九条の三十七 μW 帯広帯域小電力無線システムの携帯局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。

二 通信方式は、単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式であること。

三 搬送波の周波数は、八四六・五 MHz 以上八五四・五 MHz 以下であること。

四 空中線電力は、一〇〇ミリワット以下であること。ただし、中心周波数が八五四 MHz の単位チャネルを含む構成の無線チャネルを使用する場合は一〇ミリワット以下であること。

五 送信空中線は、その絶対利得が八デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が三二デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この項において同じ。）を超える場合はその超えた分を送信空中線の利得で減するものとし、三二デシベル以下となる場合はその低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

六 無線チャネルは、単位チャネルを使用するもの（同時使用可能なチャネル数は、一、二、四又は八に限る。）であること。

七 総務大臣が別に告示する技術的条件に適合する送信時間制限装置、混信防止機能及びキャリアセンスを備え付けていること。

ハ 空中線電力における隣接する単位チャネル内に輻射される平均電力（搬送波の周波数から（ $1,000 \times \alpha$ ） μW 離れた周波数の $\pm (500 \times \alpha)$ μW の帯域内に輻射される平均電力）は、搬送波の平均電力よりも二五デシベル以上低い値であること。この場合において、 α は一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数（一、二、四又は八に限る。）とする。

九 隣接チャネルの隣の単位チャネル内に輻射される平均電力（搬送波の周波数から（ $1,000 \times \alpha$ ） μW 離れた周波数の $\pm (500 \times \alpha)$ μW の帯域内に輻射される平均電力）は、搬送波の平均電力より四〇デシベル以上低い値であること。この場合において、 α は一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数（一、二、四又は八に限る。）とする。

〔六〇十五 同上〕

〔新設〕

別表第一号（第5条関係）

〔周波数の許容偏差の表略〕

〔注1～30 略〕

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

〔(1) 略〕

(2) 850MHzを超え945MHz以下の周波数の電波を使用する次に掲げるもの

〔ア～ウ 略〕

エ 800MHz帯三次元測位システムの無線局の送信設備

次の式により求められる値を許容偏差とする（fは、送信周波数（単位Hz）とする。）。

⑦ 空中線電力が38デシベル（1mWを0デシベルとする。④において同じ。）を超えるもの $(0.05 \times f \times 10^{-6} + 12)$ Hz

④ 空中線電力が38デシベル以下のもの $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 12)$ Hz

〔(3)～②⑤ 略〕

〔32～58 略〕

59 800MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、 $20(10^{-6})$ とする。

別表第二号（第6条関係）

〔第1～14 略〕

第15 800MHz帯三次元測位システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、5MHzとする。

〔第16～85 略〕

第86 846.5MHz以上854.5MHz以下の周波数の電波を使用する携帯局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

1 空中線電力が20mW以下のもの $1000 \times n$ kHz

注 nは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネル数で、1、2、4又は8とする。

2 空中線電力が20mWを超えるもの $1000 \times n$ kHz

注 nは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネル数で、1、2又は4とする。

別表第三号（第7条関係）

〔1～17 略〕

17の2 800MHz帯三次元測位システムの無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値

離調周波数	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値
-------	-------------------------

別表第一号（第5条関係）

〔周波数の許容偏差の表同左〕

〔注1～30 同左〕

31 〔同左〕

〔(1) 同左〕

(2) 850MHzを超え945MHz以下の周波数の電波を使用する次に掲げるもの

〔ア～ウ 同左〕

〔新設〕

〔(3)～②⑤ 同左〕

〔32～58 同左〕

〔新設〕

別表第二号（第6条関係）

〔第1～14 同左〕

第15 削除

〔第16～85 同左〕

〔新設〕

別表第三号（第7条関係）

〔1～17 同左〕

〔新設〕

50kHz以上5.05MHz未満	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が次式により求められる値以下の値 $-5.5 - (7/5) \times (\Delta f - 0.05) \text{ dB}$ (1mWを0dBとする。以下この表及び(2)の表において同じ。) <u>Δfは、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数（単位MHz）とする。</u>
5.05MHz以上10.05MHz未満	-12.5dB

注 1 帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数は、 $f_c (\pm) 12.5\text{MHz}$ とする。

注 2 離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

注 3 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

(2) スプリアス領域における不要発射の強度の許容値

周波数帯	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
9kHz以上150kHz未満	任意の1kHzの帯域幅における平均電力が-13dB以下の値
150kHz以上30MHz未満	任意の10kHzの帯域幅における平均電力が-13dB以下の値
30MHz以上1GHz未満	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-13dB以下の値
1GHz以上12.75GHz未満（ 1884.5MHz以上1915.7MHz 未満を除く。）	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-13dB以下の値
1884.5MHz以上1915.7MHz 未満	任意の300kHzの帯域幅における平均電力が-41dB以下の値

注 帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数は、 $f_c (\pm) 12.5\text{MHz}$ とする。

[18～66 略]

67 800MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局及び特定小電力無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値（注1）
710MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-36dB（1mWを0dBとする。以下この表において同じ。）以下の値
710MHzを超え815MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-55dB以下の値
815MHzを超え845MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-47dB以下の値
845MHzを超え855MHz以下 （注2）	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-36dB以下の値
855MHzを超え890MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-36dB以下の値

[18～66 同左]

[新設]

890MHzを超え900MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が－55dB以下の値	
900MHzを超え1,000MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が－55dB以下の値	
1,000MHzを超え1,215MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が－45dB以下の値	
1,215MHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が－30dB以下の値	
注1 送信空中線利得が3 dBを超える場合には、その超えた分を不要発射の強度の許容値から減じること。		
注2 送信帯域、隣接チャネル及び当該隣接チャネルの隣のチャネルを除く。		
<u>68～74</u> 〔略〕		<u>67～73</u> 〔同上〕
備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の11番傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線（下線を含む。）は注記である。		

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第四条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改 正 後			改 正 前		
(特定無線設備等) 第二条 法第三十八条の二の二第二項の特定無線設備は、次のとおりとする。 「一(八十五 略)」 八十六 設備規則第四十九条の七においてその無線設備の条件が定められている八〇〇MHz帯三 次元測位システムの携帯基地局に使用するための無線設備 八十七 設備規則第四十九条の三十七においてその無線設備の条件が定められている八〇〇MHz 帯広帯域小電力無線システムの無線局に使用するための無線設備 「2 略」 別表第一号 技術基準適合証明のための審査 (第六条及び第二十五条関係) 一 技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。 「(1)・(2) 略」 (3) 特性試験 申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。 ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。			(特定無線設備等) 第二条 「同上」 「一(八十五 同上)」 「新設」 「新設」 「2 同上」 別表第一号 「同上」 一 「同上」 「(1)・(2) 同上」 (3) 「同上」 ア 「同上」		
置 装 信 送			置 装 信 送		
一 置 装			一 置 装		
周波数	占有周波数帯幅	スプリアス発射又は不要発射の強度	周波数	占有周波数帯幅	スプリアス発射又は不要発射の強度
二 試験項目	擬似音声発生器又は擬似信号発生器 バンドメータ又はスペクトル分析器	低周波発振器 スプリアス電力計又はスペクトル分析器	二 試験項目	擬似音声発生器又は擬似信号発生器 バンドメータ又はスペクトル分析器	低周波発振器 スプリアス電力計又はスペクトル分析器
三 測定器等			三 測定器等		
四 特定無線設備の種別			四 特定無線設備の種別		
「略」			「同上」		
第二十条第一項第五号の無線設備	〇	〇	第二十条第一項第五号の無線設備	〇	〇
第二十条第一項第六号の無線設備	〇	〇	第二十条第一項第六号の無線設備	〇	〇
第二十条第一項第七号の無線設備	〇	〇	第二十条第一項第七号の無線設備	〇	〇

置 装 信 受									
副次的に発する電波等の限度	電界強度測定器又はスペクトル分析器	感度	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	通過帯域幅	標準信号発生器 周波数計 レベル計	減衰量	標準信号発生器 周波数計 レベル計	スプリアス・レスポンス	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計
隣接チャネル選択度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロスコープ	感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計	相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	局部発振器の周波数変動	周波数計	ダイエンフアシス特性	低周波発振器 直線検波器
総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計								

〔注1〕 24 略〕

〔イ・ウ 略〕

〔11・111 略〕

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号[R]及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものと
する。

○									○

副次的に発する電波等の限度	電界強度測定器又はスペクトル分析器	感度	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	通過帯域幅	標準信号発生器 周波数計 レベル計	減衰量	標準信号発生器 周波数計 レベル計	スプリアス・レスポンス	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計
隣接チャネル選択度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロスコープ	感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計	相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	局部発振器の周波数変動	周波数計	ダイエンフアシス特性	低周波発振器 直線検波器
総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計								

〔注1〕 24 同上〕

〔イ・ウ 同上〕

〔11・111 同上〕

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

〔同左〕

○									

[様式略]

[注 1 ～ 3 略]

- 4 技術基準適合証明番号の最初の 3 文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4 文字目又は 4 文字目及び 5 文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
[略]	[略]
第 2 条第 1 項第 85 号に掲げる無線設備	V Q
第 2 条第 1 項第 86 号に掲げる無線設備	Z P
第 2 条第 1 項第 87 号に掲げる無線設備	Y H

[5 略]

[様式同左]

[注 1 ～ 3 同左]

- 4 [同左]

特定無線設備の種別	記号
[同左]	[同左]
第 2 条第 1 項第 85 号に掲げる無線設備	V Q

[5 同左]

備考 表中の [] の記載及び本条規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期 日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日から令和十二年五月三十一日までの間における 800MHz 帯三次元測位システム（第三条の規定による改正後の無線設備規則（以下「新無線設備規則」という。）第十四条第一項の表二十一の項に規定する 800MHz 帯三次元測位システムをいう。次条及び附則第四条において同じ。）の無線局の無線設備に対する新無線設備規則第四十九条の七の規定の適用については、同条第三号中「 855MHz を超え 860MHz 以下」とあるのは、「占有周波数帯幅の許容値が 3MHz の無線設備にあつては 857MHz を超え 860MHz 以下、占有周波数帯幅の許容値が 5MHz の無線設備にあつては 855MHz を超え 860MHz 以下」とする。

第三条 この省令の施行の日から令和十二年五月三十一日までの間における 800MHz 帯三次元測位システムの無線局の無線設備に対する新無線設備規則別表第二号第15の規定の適用については、同号第15中「にかかわらず、 5MHz とする」とあるのは、「にかかわらず、搬送波の周波数が 857MHz を超え 860MHz 以下である場合にあつては 3MHz 、搬送波の周波数が 855MHz を超え 860MHz 以下の場合にあつては 5MHz とする」とする。

第四条 この省令の施行の日から令和十二年五月三十一日までの間における八〇〇 MHz 帯三次元測位システム
 の無線局の無線設備に対する無線設備規則第七条に規定する不要発射の強度の許容値は、新無線設備規則別表第三号 2 (1) 及び 17 の 2 の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

一 搬送波の周波数が八五七 MHz を超え八六〇 MHz 以下の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射
 の強度の許容値は、次の表の上欄に掲げる離調周波数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

離調周波数	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値
五十 kHz 以上三・〇五 MHz 未満	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が次式により求められる値以下の値 $-3.5 - (10 / 3) \times (\Delta f - 0.05) \text{ dB}$ (1mW を 0dB とする。以下この条において同じ。) Δf は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数（単位 MHz）とする（次号の表五十 kHz 以上五・〇五 MHz 未満の項において同じ。）。

三・〇五 MHz 以上六・〇五 MHz 未満	(一) 一三・五デシベル
------------------------	--------------

注一 無線局が使用する周波数帯の端から六 MHz 未満の周波数範囲に限り適用する。

注二 離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

注三 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

二 搬送波の周波数が八五五 MHz を超え八六〇 MHz 以下の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値は、次の表の上欄に掲げる離調周波数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

離調周波数	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値
五十 kHz 以上五・〇五 MHz 未満	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が次式により求められる値以下の値 $-5.5 - (7/5) \times (\Delta f - 0.05) \text{ dB}$

五・〇五 MHz 以上一〇・〇五 MHz 未満	(一) 一二・五デシベル
-------------------------	--------------

注一 帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数は、 $f_c (\pm) 12.5 \text{ MHz}$ とする。

注二 離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

注三 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

三 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次の表の上欄に掲げる離調周波数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

周波数帯	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
九 kHz 以上一五〇 kHz 未満	任意の 1 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値
一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満	任意の 10 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値

三〇 MHz 以上一 GHz 未満	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値
一 GHz 以上一二・七五 GHz 未満（一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 未満を除く。）	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値
一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 未満	任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）四一デシベル以下の値

注一 搬送波の周波数が八五七 MHz を超え八六〇 MHz 以下の送信設備にあつては、帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数は、 $f_c (\pm) 7.5 \text{ MHz}$ とする。

注二 搬送波の周波数が八五五 MHz を超え八六〇 MHz 以下の送信設備にあつては、帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数は、 $f_c (\pm) 12.5 \text{ MHz}$ とする。

第五条 この省令の施行の日から令和十一年五月三十一日までの間における八〇〇 MHz 帯広帯域小電力無線システム（新無線設備規則第十四条第一項の表第七の項(九)に規定する八〇〇 MHz 帯広帯域小電力無線システムをいう。次条及び附則第七条において同じ。）の無線局の無線設備に対する新無線設

備規則第二十四条第三十六項の規定の適用については、同項の表の八四五 MHz を超え八五五 MHz 以下の項中「八五五 MHz」とあるのは「八五〇 MHz」と、八五五 MHz を超え八九〇 MHz 以下の項中「八五五 MHz」とあるのは「八五〇 MHz」とする。

第六条 この省令の施行の日から令和十一年五月三十一日までの間における八〇〇 MHz 帯広帯域小電力無線システムの無線局の無線設備に対する新無線設備規則第十四条第一項、第四十九条の十四及び第四十九条の三十七の規定の適用については、新無線設備規則第十四条第一項の表第七の項(九)、第四十九条の十四第五号の二及び第四十九条の三十七第三号中「八五四・五 MHz」とあるのは、「八四八・五 MHz」とする。

第七条 この省令の施行の日から令和十一年五月三十一日までの間における八〇〇 MHz 帯広帯域小電力無線システムの無線局の無線設備に対する無線設備規則第七条に規定する不要発射の強度の許容値は、新無線設備規則別表第三号 2 (1) 及び 67 に規定する値にかかわらず、次の表の上欄に掲げる周波数帯の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値（注一）
------	-----------------

七一〇 MHz 以下	任意の 100 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三十六デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。) 以下の値
七一〇 MHz を超え八一五 MHz 以下	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 五五デシベル以下の値
八一五 MHz を超え八四五 MHz 以下	任意の 100 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 四七デシベル以下の値
八四五 MHz を超え八五〇 MHz 以下 (注二)	任意の 100 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三十六デシベル以下の値
八五〇 MHz を超え八五七 MHz 以下	任意の 100 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 四八デシベル以下の値
八五七 MHz を超え八九〇 MHz 以下	任意の 100 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三十六デシベル以下の値
八九〇 MHz を超え九〇〇 MHz 以下	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 五五デシベル以下の値

九〇〇 MHz を超え一、〇〇〇 MHz 以下	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）五五デシベル以下の値
一、〇〇〇 MHz を超え一、一一五 MHz 以下	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が（一）四五デシベルの値
一、一一五 MHz を超えるもの	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が（一）三〇デシベル以下の値

注一 送信空中線利得が三デシベルを超える場合には、その超えた分を不要発射の強度の許容値から減じること。

注二 送信帯域、隣接チャネル及び当該隣接チャネルの隣のチャネルを除く。